

# 令和3年度 事業計画書

## 〈基本方針〉

地域共生社会の実現に向けて市町村における包括的支援体制の構築を図ることを目的に、昨年6月「社会福祉法」が改正され、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

この事業は、①相談支援、②参加支援、③地域づくり、を一体的に行う事業で、市町村の任意事業ですが各市町村における包括的支援体制の構築にあたっては、これまでの関係各分野の実践を踏まえ、地域の福祉課題に基づいた体制づくりと実践が求められています。

また、昨年度は、新型コロナ感染症の影響により人ととの接触機会を減らすことが求められた結果「誰かとつながっていること、誰かを支えたり、支えられたりしていること」の大切さをあらためて痛感した1年でもありました。

このような、福祉の方向性を踏まえた「住民主体」の取り組みを期待し、町の「地域福祉計画」や社協の「地域福祉活動計画」に沿った事業展開を図り「安心して暮らせるしくみづくり」に行政と協働しながら取り組んでいきます。

具体的には、「福祉教育」と「地域生活課題の把握」を柱に「学び」や「気づき」の場面をつくることと、地域のつながりの再構築に取り組みます。

また、コロナ禍で直面する生活課題や新たな取り組みの展開を図ります。

令和3年度の美浜町社協の基本方針ですが、具体的な事業は以下に示す事業計画のとおりです。

## 〈使命〉

市区町村社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる地域づくりを推進することを使命とする。

## 〈経営理念〉

市区町村社会福祉協議会は、この使命達成するために、以下の理念に基づき事業を展開する。

- ① 住民を主体とし多様な関係機関の参加・協働による地域共生社会の実現
- ② 住民ニーズに即した福祉サービスの実現
- ③ 地域に根ざした包括的な支援体制の構築
- ④ 地域の福祉ニーズに基づく先駆的・開拓的な福祉サービス・活動のたゆみない創出
- ⑤ 持続可能で責任ある自律した組織経営

## <業務体制>

1. 法人運営部門	法人の運営（理事会・評議員会等会務の運営）、財務運営管理、研修・能力開発など計画的な人材育成
2. 地域福祉活動推進部門	住民参加や協働による福祉活動の支援 地域福祉活動計画・調査・広報・共同募金への協力 ボランティア活動支援・災害時の福祉救援活動
3. 相談支援・権利擁護部門	総合相談・福祉サービス利用援助事業・成年後見事業 生活福祉資金貸付事業・心配ごと相談・法律相談
4. 介護・生活支援部門	介護保険事業・総合事業・障害者居宅介護事業 介護保険報酬請求事務・障害介護給付費請求事務 訪問給食サービス、外出支援（買い物支援）

## 実 施 計 画 （具体的推進事項）

### I. 法人運営部門

#### 1. 法人運営部門の確立

- (1) 会務の円滑な運営ならびに、関係機関団体との連携を強化する。
  - ①理事会（執行機関）の開催 年3回以上
  - ②評議員会（議決機関）の開催 年2回以上
  - ③総務経営委員会、業務課題検討委員会の開催（必要に応じ）
- (2) 資金の効果的かつ効率的な運用に努め、財政基盤の強化を図る。
  - ①会員会費への理解促進（内容の再検討、法人企業会員の増加に取り組む）
  - ②善意銀行の効果的運用を図る。
- (3) 職員研修の実施（職員会議の開催）
  - ①人権意識の視点をもった業務の推進と職員研修会の開催と研修会への派遣
  - ②介護サービスを提供する中で、個別支援から吸い上げた課題を地域支援や他のサービスにつなげていく。社協が介護サービスを展開する意義の「共通理解」
- (4) 苦情解決処理について、利用者等からの苦情について適切な解決を図る。
  - ①社協に対する苦情を受け止める体制づくり（苦情処理、第三者委員）

### II. 地域福祉活動推進部門（参画・協働推進部門）

#### 1. 関係機関とのネットワークづくりと相談支援体制の強化を図る。

- (1) 地域の実情把握に努め、関係機関との協働活動で生活課題解決に取り組みます。
  - ①民生児童委員協議会との協働活動の推進（複合的生活課題の把握）
  - ②地域包括支援センター（福祉保険課）との連携と協働（孤独死、認知症関係）
  - ③町内福祉施設（ときわ寮・太陽作業所・こじか園）とのネットワークと連絡調整

- ④御坊日高自立支援協議会（障がい者支援関係者）との連携と協働（権利擁護、虐待）
- ⑤関係機関や団体との連携と地域支援事業での協議体の組織化

（2）普及および広報啓発活動の推進、情報提供による透明性を図る。

- ①地域の実情把握と情報収集活動（民生児童委員協議会との協働活動、安否確認強化）
  - 災害時避難行動要支援者訪問事業（日赤、民協との連携協働事業）
  - 「愛の日」要援護高齢者等訪問事業（民協との協働事業）
- ②リスクマネジメント（危機管理体制や緊急時、災害時の対応と支援）の取組み
- ③災害時避難行動要支援者台帳の整備と要支援者の把握（役場住民課）
- ④社協ホームページの充実と情報発信とメディアの活用
- ⑤社協「ふれあい交流グラウンドゴルフ大会」の開催

## 2. ボランティア活動支援（ボランティアセンター事業）

「災害時にも支え合える 地域・人材・つながり」の育成に取り組んでいきます。  
個別支援から地域支援への活動展開へ、気づきと発見を大切に取り組みます。

（1）ボランティアを中心とした高齢者を支える（つながり）活動を支援する。

- ①福祉協力員の活動支援（日頃の地域福祉活動の延長線上としての取組み）
- ②地域巡回ふれあいきいきサロン事業の実施と「ヒント」を拾う
- ③買物サロンの充実（本ノ脇・三尾）地域における公益的な取組みの一つとして

（2）ボランティアが力をつけること（学び）を支援する。

- ①「地域福祉の基盤づくり」を目的に福祉教育を進めて行くことが社協の役割である。  
「ボランティア活動交流普及支援事業の実施」 ボランティア学習会の開催
- ②災害支援・防災ボランティア研修会の開催（役場防災企画課との連携で開催）
- ③夏休み「ふれあい手話教室」の開催（障害児者とのつながりづくり）

（3）ボランティアが社会的課題や活動と出会うこと（気づき）を支援する。

- ①コーディネーターによる相談・登録・斡旋・管理活動
- ②ボランティア協力校育成事業（継続事業）2小・1中学校
- ③ボランティア団体等への支援、活動基盤の整備（ボランティア保険の加入）
- ④ボランティア連絡協議会主催行事への参加と活動の調査研究

## 3. 高齢者の生きがいと健康づくり、地域福祉活動へのシニア世代の参画を促進します。（町委託2業）

（1）和歌山シニアエクササイズによる健康増進活動としての介護予防教室の運営

- ①みはま健康教室17期生（介護予防事業）教室運営
- ②みはま健康教室修了者フォローアップ（介護予防事業）教室運営

## (2) 地域巡回いきいきサロン事業（協議体活動）

- ① 身近な地域で気軽に出会い、つどい、自由に交流するなかでご近所とのつながりを深め、安心安全な地域づくりと居場所づくりに努めます。
- ② 住民同士の信頼関係の中から、安心してつぶやく会話の中からヒントを探る。深刻な福祉課題もあれば、予防的な一般住民の課題もある。  
声を「拾う」をいうスタンスで、取り組んでいきたい。
- ③ 地域のボランティアと一緒に運営していきます。町内13か所で実施
- ④ コロナ禍で直面する生活課題や新たな取り組みの事業展開の模索を進める。

## 4. 共同募金配分金事業（共同募金会美浜分会）

- (1) 赤い羽根共同募金会に協力し10月～3月共同募金運動の理解を図るため、宣伝普及活動を行う。（法人、職域募金の充実）
- (2) 歳末助け合い運動の推進（民生委員・児童委員協議会や各種団体との協働活動）
  - ① 福祉対象者の調査を実施し、配分検討委員会において適切な配分を行う。
  - ② 「閉じこもり」や「社会的孤立」の把握は「元気確認運動」として実施
  - ③ 効果的な配分事業等についての検討と災害ボランティア活動基金

## III. 相談支援・権利擁護部門

### 1. 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）（6件：3月末）

高齢者や知的障がい・精神障がいのある方など、判断能力が不十分な方々、何かしらの不安や支障がある場合に権利擁護のために、情報提供、相談・助言とともに、福祉サービスの利用援助をはじめ、日常生活上の手続き援助・日常金銭管理・書類等の預かるサービスを行います。

### 2. 成年後見に関する事業の実施（財産管理・身上看護）

地域包括支援センター、家庭裁判所調査官と連絡調整、情報提供  
障害者支援 和歌山病院重心施設との連絡調整（4件：3月末）  
今後、在宅の後見・補佐・補助の取組みに向けて、相談支援活動に取り組みます。

### 3. 生活福祉資金貸付事業

金融機関や公的貸付制度からの借入が困難な低所得世帯・障がい者・高齢者のいる世帯・離職者世帯等の自立・生活支援、社会参加促進のために実施する。

- 対象世帯 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、失業中の世帯
- 資金の種類 総合支援資金、福祉資金福祉費、福祉資金緊急小口資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金、コロナ特例貸付（82件：3月末）
- 貸付窓口事務、貸付後の調査、援助、及び償還事務等 貸付相談の実施

#### **4. 総合的な相談支援体制づくり**

心配ごと相談・法律相談（無料）その他各種相談の受付窓口

① 心配ごと相談所の開設（行政相談も開催）

開設：毎月第2水曜日 受付：午後1時～3時まで

場所：美浜町地域福祉センター相談室及び研修室

相談体制 相談員2名（行政相談員1名・心配ごと相談員1名）

② 法律相談の開催（玉置・石倉法律事務所より弁護士を派遣対応）

開設：年12回 毎月第3水曜日午後から開催 13:00～15:30

場所：美浜町地域福祉センター3階研修室

要予約、相談は無料 1日、5件まで（30分程度）

③ボランティア相談（ボランティアに関する総合相談）月～金曜日 8:30～17:30

④福祉貸付（特例）相談（緊急小口・総合支援資金）月～金曜日 8:30～17:30

⑤福祉サービス利用援助事業・成年後見に関する相談 月～金曜日 8:30～17:30

⑥介護サービスの悩み事相談窓口（介護に関する相談）月～金曜日 8:30～17:30

**電話 0738-23-5393**

#### **IV. 介護・生活支援部門**

地域密着型移行に伴い、介護サービス事業と地域福祉を別物としてではなく、だれもが暮らし続ける地域を官民協働でつくる地域福祉の実現として捉え、社協にとって介護サービス事業の経営は、地域福祉を推進する具体的な方法であり、同時にその財源の基盤であります。地域を支え、地域に支えられる社協経営の安定に向けて取り組んでいきます。

1. 居宅介護支援事業の実施、ケアプランの作成、苦情対応
2. 訪問介護事業の実施（介護保険事業）
3. 地域密着型小規模通所介護事業の実施（介護保険事業）
4. 第1号通所事業・第1号訪問事業の実施（要支援1・2）
5. 障害者自立支援法における居宅介護事業の実施（障害者自立支援法での円滑な運営）
6. 在宅高齢者等訪問給食サービス事業の実施（町委託事業・福祉保険課）
7. 家族介護用品（紙オムツ等）助成事業（町委託事業・福祉保険課）
8. 在宅高齢者等移送サービス（外出支援サービス）の実施 社協独自事業
9. 在宅介護用品貸与事業（車イス、介護用ベッド他）社協独自事業
10. ふれ愛ホームヘルプサービス（介護保険外）の実施 社協独自事業